東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件等を廃止する告示の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年４月１日
復興庁
制度班

今般制定された、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件等を廃止する告示（令和８年復興庁告示第７号）は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。